

# 仕 様 書

件 名	ドレン回収装置フィルターエレメント取替	作成年月日	令和 7 年 6 月 27 日
		所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 近藤 真也

**1 実施場所**

福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地 ボイラー室

**2 概 要**

久留米駐屯地ドレン回収装置フィルターエレメント取替 4本

**3 規格・数量等**

本体規格	据付部品名	据付品規格	数量
ドレン回収装置 NKUF-40HA-C 内外化学製品株式会社	フィルターエレメント	E-3100H(810.5) NKUF-40HA-C 型用	4本

**4 共通事項**

- (1) 本作業は、本仕様書及び機器メーカー取り扱い仕様により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は実施する。
- (2) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、監督官の指示により実施する。
- (3) 本作業の実施にあたっては、安全管理を徹底し火災予防及び事故防止に留意するとともに、当駐屯地諸規則を厳守するものとする。
- (4) 作業に際して、施設に損傷を与えないよう十分注意する。万一他に損傷を与えた場合、監督官に報告するとともに、請負業者の責任において速やかに復旧する。
- (5) 本作業の写真は、作業前・中（各工程毎）・後及び材料等監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム(A列4番)に整理の上、1部を監督官に提出する。

**5 特記事項**

- (1) 本作業は、ドレン回収装置製造メーカーがその技能を有すると認める者が実施する。
- (2) 本作業で使用する材料はドレン回収装置製造メーカーの指定した材料を使用する。
- (3) 交換したフィルターエレメントは、請負業者の責任において搬出处分し、マニフェスト(E票)の写しを監督官に提出する。
- (4) 作業終了後、試運転調整を行い、プログラム確認を実施する。